

## 第9回政務調査費に関するワーキング概要

日 時：平成21年3月2日（月）16：30～

場 所：議事堂6階603会議室

出席議員：田中博議員（座長）、前野和美議員（副座長）、藤田泰樹議員、  
中嶋年規議員、奥野英介議員、服部富男議員、萩原量吉議員、  
今井智広議員、藤田正美議員

### 【概要】

平成20年度の交付にかかる政務調査費から収支報告書に全ての領収書を添付することとしたことにより、政務調査費に関するワーキンググループを設置して詳細なルール作りを検討し、「政務調査費ガイドライン」をとりまとめたところであるが、平成19年度分の収支報告書の閲覧による県民からの意見や指摘を受けて、議長から再度検討するよう指示があった項目について検討を行った。

#### 1．有料道路料金の領収書の添付について

##### （1）平成20年度分からの添付について

###### < 決定事項 >

- ・平成20年度分から添付することとし、平成21年度以降も引き続き添付することとする

###### < 出された意見 >

- ・本議会に提案されている知事や一般職の職員の旅費条例の改正部分を前倒しして20年度から実施することになる

##### （2）平成19年度分の取扱い

###### < 決定事項 >

- ・手元保管とし、請求があればいつでも出せるように整理しておくこととする

#### 2．備品について

座長からの指示により、事務局から現在出されている県民等からの意見や指摘を報告

- ・公費で購入した財産が議員の私的な財産になるのはおかしい

###### < 決定事項 >

- ・会派に持ち帰り検討することとした。

###### < 出された意見 >

- ・政務調査に本当に必要な備品というものがあるのか疑問
- ・県民の目に付きやすいところであり、中途半端な決定はすべきでない。県民から指摘を受けられないような内容で決定すべき。

- ・事務所のエアコンなどは元からダメだったのか

< 総務課から >

- ・備品を認めるなら、品目、上限金額、議員在任期間での按分等についても検討していただきたい。

3. 閲覧に供する開始期間の延期について

< 決定事項 >

- ・証拠書類が著しく増加することから、議長の調査期間を延長する必要がある、収支報告書の議長への提出期限から60日後に閲覧開始とする。

4. 平成19年度分の再確認

座長からの指示により、事務局から現在出されている県民等からの意見や指摘を報告

- ・政務調査で議事堂へ登庁する場合と公務で登庁する場合の距離が一致していない
- ・事務所費については、政治団体数で按分すべきでないか

< 決定事項 >

- ・按分方法等も県民から注目されているところであり、慎重に再度見直すよう各会派で徹底する

5. その他

< 出された意見 >

- ・宮城県では訴訟の結果9千万円を返還するという事態にもなっていると聞いている。経済的にも危機的な状況のなかで、県政報告会の問題、大人数での視察調査、海外政務調査の状況など政務調査費の用途や目的について、もっと議論するべきではないか。
- ・ワーキンググループでは具体的に議長から指示のあった項目について議論をしているので、代表者会議等の場で検討すべき項目を提案してもらえばどうか。

今後の予定

ガイドラインは事務局で修正し、3月11日までに意見を集約し、3月19日の代表者会議で条例施行規程とともに決定していただく。